

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための休業者、離職者等の生活の支援に関する特別措置法案 新旧対照条文  
 ○雇用保険法（昭和四十九年法律第十九号）（抄）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>第十四条 令和二年度及び令和三年度においては、前条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 国庫は、令和二年度及び令和三年度における求職者給付に要する費用の一部に充てるため、経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。</p>	<p>附則</p> <p>第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。</p> <p>2 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第二項（第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十四条第一項」とする。</p>